

大情審答申第 335 号
平成 25 年 5 月 16 日

大阪市長 橋下 徹 様

大阪市情報公開審査会
会長 小野 一郎

大阪市情報公開条例第 17 条に基づく不服申立てについて（答申）

平成23年12月12日付け大住吉市民第141号により諮問のありました件について、次のとおり答申いたします。

第1 審査会の結論

大阪市長（以下「実施機関」という。）が、平成 23 年 9 月 20 日付け大住吉市民第 105 号により行った部分公開決定（以下「本件決定」という。）は、妥当である。

第2 異議申立てに至る経過

1 公開請求

異議申立人は、平成 23 年 9 月 5 日、大阪市情報公開条例（平成 13 年大阪市条例第 3 号。以下「条例」という。）第 5 条に基づき、実施機関に対し、「住吉区において、平成 22 年 5 月～平成 23 年 7 月の連合会長・連合女性部長会議に配布された全文書」の公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。

2 本件決定

実施機関は、本件請求に係る公文書として、別表の（あ）欄に記載の各文書を特定した上で、条例第 10 条第 1 項に基づき、別表の（い）欄に記載の部分を公開しない理由を別表の（う）欄に記載のとおり付して、本件決定を行った。

3 異議申立て

異議申立人は、平成 23 年 11 月 14 日、本件決定を不服として、実施機関に対して、行政不服審査法（昭和 37 年法律第 160 号）第 6 条第 1 号に基づき異議申立て（以下「本件異議申立て」という。）を行った。

第3 異議申立人の主張

異議申立人の主張は、おおむね次のとおりである。

- 1 平成 22 年 7 月度及び平成 23 年 7 月度の議案に係る資料、地域集会施設（コミュニティ施設）一覧（以下「本件文書」という。）の管理責任者がマスキングされたり、されなかったりしている。その黒塗りの根拠が何なのか市民は全く理解できない。マ

スキングがなぜバラバラなのかその根拠を求める。

- 2 通知書に、公開しないこととした部分として、平成22年7月度及び平成23年7月度の連合会長会議（議案書・議案に係る資料）のうち、個人の氏名・電話番号を示し、その理由を条例第7条第1号に該当するとしている。それならば全員黒塗りされるべきではないのか。

氏名が公表されている者は町会長等の役に就いている者が殆どである。地域集会施設の管理をその地域の町会長が行う事は理解できるが、それ以外の者は町会の何者か。

- 3 この地域集会施設（コミュニティ施設）の不動産登記上の土地・建物の所有者は誰であるのか。

もしそれが大阪市であるのなら、それを民間人が管理をしているならば説明責任という観点から、管理責任者が誰なのかは町会の代表者であろうがなかろうが公開すべきである。

第4 実施機関の主張

実施機関の主張は、おおむね次のとおりである。

- 1 本件文書について

実施機関が、本件文書において公開しないこととした情報は、個人の電話番号及び氏名である。

- 2 本件決定を行った理由

地域集会施設の管理責任者については、それぞれの地域が決めているもので、実施機関として管理しているものではない。公開されている氏名については町会長のもので、町会長の氏名については団体の長として公開されるものであるから、本件文書においても公開と判断したものであり、非公開となっている氏名については、それ以外の方のものである。

また異議申立人は本件決定通知書で、公開しないこととした部分について「個人の氏名」と記載されていることから全員非公開とされるべきではないかという旨主張する。

しかしながら、町会長の氏名については、個人の氏名としてではなく、法人等の代表者の氏名であるから、公開したものである。

第5 審査会の判断

- 1 基本的な考え方

条例の基本的な理念は、第1条が定めるように、市民の公文書の公開を求める具体的な権利を保障することによって、本市等の説明責務を全うし、もって市民の市政参加を推進し、市政に対する市民の理解と信頼の確保を図ることにある。したがって、条例の解釈及び運用は、第3条が明記するように、公文書の公開を請求する市民の権利を十分尊重する見地から行われなければならない。

しかしながら、条例はすべての公文書の公開を義務づけているわけではなく、第7条本文において、公開請求に係る公文書に同条各号のいずれかに該当する情報が記載されている場合は、実施機関の公開義務を免除している。もちろん、この第7条各号が定める情報のいずれかに該当するか否かの具体的判断に当たっては、当該各号の定め趣旨を十分に考慮しつつ、条例の上記理念に照らし、かつ公文書の公開を請求する市民の権利を十分尊重する見地から、厳正になされなければならないことはいうまでもない。

2 本件文書について

本件文書は、住吉区内の地域集会施設の一覧で、校下、施設名、所在地、電話番号、管理責任者の氏名及び電話番号が記載されている。

これらの情報のうち、町会長を除く管理責任者の氏名（以下「本件個人氏名」という。）及び管理責任者の個人の電話番号が非公開とされている。

3 争点

実施機関は、本件文書について、条例第7条第1号を理由に本件個人氏名を非公開とする本件決定を行ったのに対して、異議申立人は本件決定を取り消し、本件個人氏名を公開すべきであるとして争っている。

したがって、本件異議申立ての争点は、本件個人氏名の条例第7条第1号該当性である。

4 条例第7条第1号該当性について

(1) 条例第7条第1号の基本的考え方

条例第7条第1号本文は、「個人に関する情報…であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。」は原則的に公開しないことができると規定するが、同号ただし書において、「ア 法令若しくは条例…の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報、イ 人の生命、身体、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報、ウ 当該個人が公務員等…である場合において、当該情報とその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」は、条例第7条第1号本文に該当する場合であっても、公開しなければならない旨規定している。

(2) 条例第7条第1号本文該当性について

本件個人氏名は、個人に関する情報であって、条例第7条第1号本文の「特定の個人を識別することができるもの」に該当することは明らかである。

(3) 条例第7条第1号ただし書ア該当性について

ア 本条第1号ただし書アは、「法令若しくは条例…の規定により又は慣行として

公にされ、又は公にすることが予定されている情報」を公開しなければならない旨規定している。

この「慣行として」とは、行政機関において、事実として定例又は反復的に行われてきていることをいい、「公にされ…ている情報」とは、現に何人も容易に知り得る状態に置かれている情報をいうと解される。

イ 実施機関によると、地域集会施設とは、おおむね小学校区を単位として構成された地域住民団体によって設置、管理・運営され、地域コミュニティ活動の拠点として各種集会等の用に供される多目的な施設であり、実施機関では各地域集会施設の状況を把握してはいないものの、施設によっては管理責任者の氏名を掲示している場合もあるとのことである。

上記のとおり管理責任者の氏名を掲示している場合、本号ただし書アに該当するかを検討したところ、仮に管理責任者の氏名を掲示していたとしても、その目的は当該施設を利用する地域住民に対して公開しているものであり、当該地域住民であれば知り得るが、それ以外のものが容易に知り得る状態とは認められず、実態として不特定多数の何人に対しても一律に管理責任者の氏名を公にしているとは言えない。

以上を踏まえると、本件個人氏名を含む管理責任者の氏名は、「慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」であるとは認められず、本号ただし書アには該当しない。

(4) 本件文書では、管理責任者のうち町会長の氏名は公開されている。この点について実施機関に確認したところ、町会長としての立場で管理責任者に就いていないものの、町会長の氏名は団体の長として公開されるものであるから、地域名と氏名を照合して、町会長氏名と一致するものについては、公開しているとのことであった。

これは、一律に非公開とせず、できるだけ公開に努めようとしたものであると認められるが、管理責任者の氏名については上記(3)のとおりであることから、今後は、町会長であったとしてもその氏名は他の管理責任者と同様に非公開とすべきである。

5 結論

以上により、第1記載のとおり、判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

委員 小野一郎、委員 曾我部真裕、委員 金井美智子、委員 赤津加奈美、
委員 須藤陽子

別表

<p>(あ) 公文書の件名</p>		<p>1 平成22年5月度 連合会長会議 (依頼事項・依頼事項に係る資料) 2 平成22年5月度 連合会長会議 (議案書・議案に係る資料) 3 平成22年6月度 連合会長会議 (依頼事項・依頼事項に係る資料) 4 平成22年6月度 連合会長会議 (議案書・議案に係る資料) 5 平成22年7月度 連合会長会議 (議案書・議案に係る資料) 6 平成22年9月度 連合会長会議 (依頼事項・依頼事項に係る資料) 7 平成22年11月度 連合会長会議 (依頼事項・依頼事項に係る資料) 8 平成22年12月度 連合会長会議 (依頼事項・依頼事項に係る資料) 9 平成22年12月度 連合会長会議 (議案書・議案に係る資料) 10 平成23年3月度 連合会長会議 (依頼事項・依頼事項に係る資料) 11 平成23年4月度 連合会長会議 (依頼事項・依頼事項に係る資料) 12 平成23年4月度 連合会長会議 (議案書・議案に係る資料) 13 平成23年5月度 連合会長会議 (議案書・議案に係る資料) 14 平成23年7月度 連合会長会議 (依頼事項・依頼事項に係る資料) 15 平成23年7月度 連合会長会議 (議案書・議案に係る資料)</p>
<p>(い) 公開しないこととした部分</p>		<p>1 上記1、9のうち個人の電話番号 2 上記2、3、4、6、7、10、11、13、14のうち個人の氏名 3 上記5、15のうち個人の氏名・電話番号 4 上記8のうち個人の住所・電話番号 5 上記12のうち個人の氏名・法人等の印影</p>
<p>(う) 上記の部分 を公開しない理由</p>		<p>条例第7条第1号に該当 (説明) 公開しないこととした部分のうち、個人の氏名・住所・電話番号は、個人に関する情報であって、当該情報そのものにより又は他の情報と照合することにより、特定の個人が識別される情報であると認められ、かつ同号ただし書ア、イ、ウのいずれにも該当しないため。 条例第7条第2号に該当 (説明) 公開しないこととした部分のうち、法人等の印影については、法人等の内部管理に関する情報であって、公にすることにより偽造等のおそれがあり、当該法人の権利、その他正当な利益を害するおそれがあると認められ、かつ同号ただし書にも該当しないため。</p>

(参考) 答申に至る経過

平成 23 年度諮問受理第 58 号

年 月 日	経 過
平成 23 年 12 月 12 日	諮問
平成 24 年 4 月 3 日	実施機関から実施機関理由説明書の提出
平成 24 年 4 月 20 日	異議申立人から意見書の提出
平成 24 年 6 月 28 日	審議 (論点整理)
平成 24 年 7 月 31 日	審議 (論点整理) 及び実施機関理由説明
平成 24 年 9 月 24 日	審議 (論点整理)
平成 24 年 10 月 30 日	審議 (答申案)
平成 25 年 1 月 22 日	審議 (答申案)
平成 25 年 3 月 8 日	審議 (答申案)
平成 25 年 4 月 19 日	審議 (答申案)
平成 25 年 5 月 16 日	答申